

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定

日本国及びカナダは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条 目的

1 この協定は、日本国とカナダとの間の人の移動を促進するため、それぞれの国において有効な社会保障制度を適切に適用するとともに、適当な場合には、給付を受ける権利を確立することを目的とする。

2 両締約国は、1の目的を最大限に達成することを約束する。

第二条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「領域」とは、日本国については、日本国の領域をいい、カナダについては、カナダの領域をいう。

(b) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、カナダについ

ては、市民権法にいうカナダ市民をいう。

(c) 「法令」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則（この協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために定めたものを除く。）をいい、カナダについては、次条1(b)に掲げるカナダの法律及び規則をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関をいい、カナダについては、次条1(b)に掲げるカナダの法律及び規則の適用に責任を有する大臣をいう。

(e) 「実施機関」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）をいい、カナダについては、権限のある当局をいう。

(f) 「保険期間」とは、日本国については、日本国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいい、カナダについては、カナダ年金制度法による給付を受ける権利の取得のために用いられる保険料納付期間及び同法により障害年金が支給される期間をいう。

(g) 「カナダ居住期間」とは、カナダについては、老齢保障法による給付を受ける権利の取得のために用いられる期間をいう。

(h) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第三条 この協定の適用範囲

1 この協定は、

(a) 日本国については、次に掲げる日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v) 私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補充的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

(b) カナダについては、次に掲げるカナダの法律及び規則について適用する。

(i) 老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則

(ii) カナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則

2 カナダについては、この協定は、1(b)に掲げる法律及び規則を改正し、補足し、統合し、又は代替する法律及び規則についても適用する。

第四条 待遇の平等及び海外への給付の支払

1 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者であつて、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該他方の締約国の法令の適用に際して、当該他方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を

及ぼすものではない。

2 一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、この規定は、次に掲げる規定に影響を及ぼすものではない。

(a) 初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定

(b) カナダの領域外に居住する者（その居住の期間を問わない。）に関して年金を受ける権利の取得のために最小限のカナダ居住期間を有することを要件として定めたカナダの老齢保障法の規定。この(b)の規定は、カナダの領域外に居住する者に対して年金を支給する場合において必要なときは、第六条3及び4(a)の規定に従ってカナダ居住期間及び日本国の法令による保険期間を通算することにより、カナダの老齢保障法による最小限のカナダ居住期間に関する要件が満たされることに影響を及ぼすものではない。

(c) カナダの領域外に居住する者に対する手当及び所得保障付加金並びにこれらと同様のその他の給付であつてこの協定の効力発生後に導入され、かつ、両締約国によつて合意されるものの支給に関するカナダの老齢保障法の規定

3 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者に対して他方の締約国の法令により支給される給付は、それらの者が第三国の領域内に通常居住する場合には、当該第三国の領域内に通常居住する当該他方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第五条 適用法令に関する規定

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 5の規定に従つてことを条件として、一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に当該領域内において通常雇用されている者が、当該雇用によ

り当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その雇用に関し、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該派遣が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。この規定の適用上、カナダの領域内の雇用者によりカナダの領域内から日本国の領域内における当該雇用者の関連企業へ派遣される被用者の場合には、その雇用についてカナダの法令が適用されることを条件として、当該雇用者及び当該雇用者の関連企業は、同一の雇用者とみなす。

3 2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

4 一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国の領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当

該自営活動に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該自営活動が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。

5 (a) この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、カナダの領域内において政府に雇用される者がその雇用の一環として日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、当該雇用に関し、カナダの法令のみを適用する。

(c) (a)の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がカナダの領域内において就労するために派遣される場合には、その就労に関し、日本国の法令のみを適用する。

6 日本国の権限のある当局又は実施機関及びカナダの権限のある当局は、特定の者又は特定の範囲の者の

利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、この条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

7 日本国の領域内において就労する者であつて、2、4、5 (b)又は6の規定によりカナダの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

8 この条の規定は、日本国については、日本国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第六条 カナダの法令による給付に関する規定

カナダについては、次の規定を適用する。

1 老齢保障法による給付の額の計算に当たつては、

(a) ある者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中にカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的

な年金制度の適用を受ける場合には、その者並びにその者の配偶者（その者と内縁関係にある者を含む。以下この1及び2において同じ。）及び被扶養者（その者と同居し、かつ、日本国の法令の適用を受けていない配偶者及び被扶養者に限る。）については、当該期間は、カナダ居住期間とみなす。

(b) ある者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間中に日本国の法令の適用を受ける場合には、その者並びにその者の配偶者及び被扶養者（その者と同居し、かつ、被用者又は自営業者としての就労を理由とするカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受けていない配偶者及び被扶養者に限る。）については、当該期間は、カナダ居住期間として考慮しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) ある者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中にカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受ける場合とは、その者が当該期間について被用者又は自営業者としての就労を理由として同法又は当該制度に基づく保険料を納付する場合をいう。その者と同居しているその者の配偶者及び被扶養者については、当該配偶者又は当該被扶養者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中第二号被保険者として国民年金制度の適用を受ける場合にのみ、当該期間中日本国の法令の適用を

受けているものとみなす。

(b) ある者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間中に日本国の法令の適用を受ける場合とは、その者が当該期間中国民年金制度の適用を受ける場合をいう（その者の配偶者及び被扶養者が当該期間中に当該法令の適用を受ける場合についても、同様とする。）。その者と同居しているその者の配偶者及び被扶養者については、当該配偶者又は当該被扶養者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間について被用者又は自営業者としての就労を理由としてカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度に基づく保険料を納付する場合にのみ、当該期間中同法又は当該制度の適用を受けているものとみなす。

3 老齢保障法による少なくとも一年のカナダ居住期間又はカナダ年金制度法による少なくとも一年の保険期間を有するが、老齢保障法又はカナダ年金制度法による給付を受ける権利の確立のための要件を満たすのに十分なカナダ居住期間又は保険期間を有しない者については、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、4及び7の規定に従い、日本国の法令による保険期間であつてカナダの法令によるカナダ居住期間又は保険期間と重複しないものを考慮する。

- 4 (a) 3の規定の適用により老齡保障法による給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、次の(i)及び(ii)の期間を考慮する。
- (i) 日本国の実施機関により証明された日本国の法令による保険期間（千九百五十二年一月一日以後の暦月に係るものに限る。）であつて、カナダの法令に従いカナダ居住期間として取り扱われる期間
- (ii) 千九百五十二年一月一日以後のカナダ居住期間
- (b) 3の規定の適用によりカナダ年金制度法による給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、カナダの法令に従い、日本国の法令による少なくとも三箇月の保険期間（日本国の実施機関により証明されたものに限る。）を含む一暦年を、一年の保険期間として考慮する。
- 5 (a) 老齡保障法による年金又は手当を受ける権利が3の規定の適用により初めて確立される者については、カナダの実施機関は、同法により考慮される千九百五十二年一月一日以後のカナダ居住期間のみを基礎として、部分年金又は部分手当の支給に関する同法の規定に従つて、その者に支給される当該年金又は手当の額を計算する。
- (b) (a)の規定は、カナダの領域外に居住する者（カナダの領域内に居住していたならば満額年金を受ける

権利を有する者に限る。)であつて、カナダの領域外において年金を受けるための要件として老齡保障法が定める最小限のカナダ居住期間を有しないものについても、適用する。

6 カナダ年金制度法による給付を受ける権利が3の規定の適用により初めて確立される者については、カナダの実施機関は、その者に支給される当該給付の額を次の方法により計算する。

(a) 当該給付の所得比例部分については、専ら当該給付の額の計算の基礎となる所得に基づき、カナダ年金制度法の規定に従つて決定する。

(b) 当該給付の定額部分については、次の(i)に規定する額に次の(ii)に規定する比率を乗じて決定する。

(i) カナダ年金制度法の規定に従つて決定される当該給付の定額部分の額

(ii) 当該給付を受ける権利を確立するための要件としてカナダ年金制度法が定める最小限の受給資格期間に対する同法による保険料納付期間の比率。ただし、当該比率は一を超えない。

7 3及び4の規定の適用に当たつては、日本国の法令による保険期間には、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間を含めない。

第七条 日本国の法令による給付に関する規定

日本国については、次の規定を適用する。

1 (a) 日本国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすのに十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、カナダ年金制度法による保険期間を考慮する。

(b) (a)の規定は、日本国の法令による給付であつて次に掲げるものについては、適用しない。

- (i) 厚生年金保険の障害手当金
- (ii) 各共済年金の障害一時金
- (iii) 各共済年金の職域加算年金
- (iv) 厚生年金保険の外国人脱退一時金及び各共済年金の外国人脱退一時金
- (v) 厚生年金保険の脱退手当金及び各共済年金の脱退一時金
- (vi) 各共済年金の特例死亡一時金
- (vii) (i)から(vi)までに掲げる給付と同様のその他の給付であつて、この協定の効力発生後に導入され、か

つ、両締約国によつて合意されるもの

2 1 (a)の規定の適用に当たっては、

(a) 日本国の実施機関は、各暦年について、カナダ年金制度法による一年の保険期間（カナダの実施機関により証明されたものに限る。）ごとに十二箇月の保険期間を付与する。日本国の実施機関により付与される保険期間には、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を含めない。この(a)の規定により付与される保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b) カナダ年金制度法による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及び国民年金における第二号被保険者としての保険期間として考慮する。

3 (a) 日本国の法令が、障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がカナダ年金制度法による保険期間中にあるときは、当該年金を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害年金又は遺族年金を受ける権利がこの3の規定を適用しなくても確立される場合には、この3の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害年金又

は遺族年金を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(b) (a)の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、(a)に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の日本国の被用者年金制度につき満たされたものとみなす。

4 1 (a)又は3 (a)の規定の適用により日本国の法令による給付を受ける権利が確立される場合には、5から9までの規定に従うことを条件として、日本国の実施機関は、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

5 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1 (a)又は3 (a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、7に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

6 日本国の被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該年金の額が当

該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。) に関しては、当該年金を受けるための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該年金の額は、7に規定する理論的加入期間に対する日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

7 5及び6の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間(障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。)をいう。

(a) 二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間(千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。)

(b) (a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c) 障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないカナダ年金制度法による保険期間

8 5及び6の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける

権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、5に規定する保険料納付期間又は6に規定する保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が6に規定する日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合には、6及びこの8に規定する計算方法は、適用しない。

9 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合に一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第八条 権限のある当局の任務

両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令その他の事項の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第九条 相互援助

両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。

第十条 情報の秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用する。

一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十一条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令（日本国については、他の法律及び規則を含む。）において、当該一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関する規定があるときは、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき文書についても適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十二条 使用言語

- 1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接連絡することができる。この連絡は、両締約国のそれぞれの言語により行うことができる。
- 2 この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十三条 申請、不服申立て及び申告

1 一方の締約国の法令による書面による給付の申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による類似の申請、不服申立て又はその他の申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立て又はその他の申告が提出された一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、これを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第十四条 給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

第十五条 意見の相違の解決

1 両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる意見の相違も交渉により解決するためにあらゆる合理的な努力を払う。

2 1の規定により意見の相違を解決することができない場合には、当該意見の相違は、いずれか一方の締

約国の要請により、次の方法により個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。

(a) 各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に対し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通告した日の翌日から六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の議長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対し当該任命を通告した日の翌日から三十日以内に、任命されなければならない。

(b) (a)に規定する各々の期間内に、いずれか一方の締約国が仲裁人を任命することができない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長がいずれか一方の締約国の国民である場合又はその他の理由により任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長も任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所の最も上席の裁判官で任命を行うことができるもの）に對して任命を行うよう要請することができる。

3 仲裁裁判所の決定は、両締約国に対し最終的かつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、

(a) 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。

(b) 議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5 仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第十六条 カナダの州との合意

日本国の権限のある当局及びカナダの州は、カナダの州の管轄の下にある社会保障に係る事項について合意することができる。ただし、その合意がこの協定の規定に反しない場合に限る。

第十七条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条 経過規定

- 1 この協定は、その効力発生前には給付を受ける権利を確立させるものではない。また、この協定は、カナダについては、その効力発生前に死亡した場合のカナダ年金制度法による死亡一時金を受ける権利についても確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間、カナダ居住期間及びその他の関連する事実を考慮する。
- 3 第五条2又は4の規定の適用に当たっては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 5 この協定の適用の結果として、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第十九条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十条 有効期間及び終了

1 この協定は、いずれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合においても、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年二月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

カナダのために

ジョセフ・キャロン